大阪大学法学部/大阪大学大学院法学研究科 国際シンポジウム:グリーンアクセスの実効的保障をめざして一日本 の成果と課題 -2013年3月31日 淡路夢舞台国際会議場

緑化する司法:

情報公開・市民参加・司法へのアクセス -環境裁判所の貢献-

ジョージ(ロック)プリング & キャサリン(キティ)プリング デンバー大学 スターン・カレッジ・オブ・ロー & グローバル環 境成果LLC(GEO)

デンバー大学環境裁判所(ECT) 研究の目的

- 1. ECTについて最初のグローバルな比較研究
- 2. 情報公開、公衆参加および環境司法へのアクセスを向上させる上での、ECTの役割評価
- 3. ECTの創設や改善のためのモデルと「ベスト・プラクティス」に関するガイダンスの提供
- 4. 成果:「緑化する司法」に関する書籍、論文、 発表、および国への助言

"ECT"の定義

環境、自然資源、土地利用、その他関連の問題に ついての

> 紛争解決を<u>専門とする</u> -司法であれ行政であれー あらゆる政府機関

日本の公害等調整委員会(公調委)および都道府県公害審査 会はECTの事例である。

53カ国において400近くのECTが指定されている!

ECTはリオ第10原則、公衆のためのグリーンアクセス権のすべてを向上させることができる

- 1. 情報へのアクセス
- 2. 意思決定における参加へのアクセス
- 3. 環境司法へのアクセス

情報へのアクセス

- ECT規範は、事案、プロセス、成果に関する情報を公開することができる
- ECTウェブサイト
- ECTは独立の研究、現場視察などを行う
- 公衆の審理へのアクセス
- 裁判所、当事者、専門家の文書をオンライン で掲載する
- 政府や当事者に情報の公開を求めること

公衆参加へのアクセス

- 政府、私人に対する公益上の申立てを認める
- 「原告適格」を次のものに拡大する
 - 一公衆
 - -環境NGO
 - -集団訴訟(クラスアクション)
 - 一将来世代
- 「法廷助言者」の訴訟事件摘要書の許可
- 開示手続、証拠収集等に、より多くの公衆参加 を認める

司法へのアクセス

- 費用低減
- 迅速なプロセス
- 専門的な裁判官、決定者
- 一貫した判決
- 政府および民間部門の、さらなる透明性および 説明責任
- 「SLAPP訴訟」に対するコントロール
- 「問題解決」型アプローチの提供
- 国民の信頼向上

研究結果

12の鍵となる「ブロック(基礎的要素)」(デザイン決定)を踏まえたECTは成功しているーそして全てがグリーンアクセスに影響を及ぼす:

- 1.フォーラムの種類
- 2.裁判管轄権
- 3.審理のレベル 4.地理的範囲
- 4.地连的
- 5.案件数
- 6.原告適格 7.費用
- 8.科学的および技術的専門知識へのアクセス
- 9.実効的な救済
- 10.裁判外紛争処理(ADR)
- 11.裁判官および決定者の能力
- 12.創造的な手続ルール

1.フォーラムの種類

裁判所

(政府の司法部門内)

- 1.独立、専門の裁判所
- 2.専門の「環境部」(通常裁判所内の部)
- 3.えり抜きの「環境裁判官」(環境事件を割り当 てられる)

1.フォーラムの種類(つづき)

審判所(政府の行政機関内)

- 4. 独立の審判所(他の政府機関の監督を受けない)
- 5. 準独立の審判所(日本の公調委のように、行政機関のもと に置かれてはいるが、当該機関の決定については審判所 が審査しない)
- 6. 従属的な審判所(審判所が、その決定についても審査する 政府機関内に置かれている)
- 7. 他の種類のトリビュナル
 - •特別諮問委員会
 - •ADR機関
 - ・オンブズマン・プログラム
 - •人権委員会

2.裁判管轄権

どのような法がECTに割り当てられるか?

- •憲法上の権利?
- •環境質法?
- •自然資源開発法?
- •(都市&国家)土地利用計画法?
- •公衆衛生法?
- •適用除外(国家の重要事項、原子力、行政庁の裁量などの問題)?

2.裁判管轄権(つづき)

いかなる種類の執行権限か?

- •民事?
- •刑事?
- ●行政事件(政府の行為を扱う)?
- ●組み合わせ?

3.審理のレベル

決定プロセスのどこにECTは来るべきか?

- 1.政府機関内ECT
- 2.事実審(第一審)
- 3.控訴審(第二審)
 - ・証拠審理のみ
 - ·実体審理
 - 再審
- 4. 最高裁レベル(第二または第三審)
- 5. いくつかのレベルのECT

4.地理的エリア

どれ程の広さをECTは管轄すべきか?

- •全国
- •州/県[province]
- ●群
- ●地方[local]/地方自治体の
- ●沿岸
- •開発エリア
- ・以上のうちのいくつか
- ●「巡回ECT」

5.案件数

ECTは十分に<u>利用されて</u>いるかどうかは、以下による:

- •市民の意識と積極主義
- ●ECTへの敬意
- •環境法一適切性、複雑性
- •ECT管轄下にある法律の範囲
- •アクセスのしやすさ 対 人を遠ざける障壁
- •政府による支援
- ●地理的範囲
- •経済条件、開発政策
- •ECTによる執行の実効性

5..案件数(つづき)

ECTは自身を正当化するために十分な案件を必要とする

- ●ECT案件数は年に100,000件(ニューヨーク市) から僅か5件(トリニダード・トバゴ)まで幅がある!
- ●環境部や環境裁判官には最少案件数は必要ではない(小規模から始めるのが良い?)

6.原告適格

ECTの門戸はどれほど「開かれて」いるか?

「原告適格」の規定により・・・広範にアクセス可能であるものから極めて狭く閉鎖的なものまで、ECTは様々である。

原告適格ルールは、誰が提訴できるか、また誰が訴訟 に参加できるかを、決定する

これらルールは、A2JおよびECTの成功に対して、大きな 障壁となりうる。

7.費用

司法アクセスに対する別の障壁として、費用がある

- 1.裁判費用
- 2.専門費用(弁護士、専門家など)
- 3.就労不可日、移動、その他の資源の費用
- 4.費用転嫁(「敗訴者」負担)
- 5.対抗訴訟のリスクー"SLAPP"訴訟

7.費用(つづき)

費用とリスクを最小化するECTツール

- ●ECTは公益訴訟(PIL)の訴訟費用についてあらかじめ判断
- •公的介入の支持者の資金援助
- •PIL訴訟に関する訴訟費用の廃止
- •反「敗訴者負担」規定
- ●ADRの利用
- •本人訴訟を認める(弁護士の必要なし)
- •民間のボランティア弁護士(プロボノ)
- •政府の環境検察官
- •裁判所による専門家の指名

7.コスト(つづき)

コスト/リスクを最小化するECTツール

- •政府機関による代理制度
- •政府融資による法的支援
- 環境オンブズマン
- •ロースクールによる環境クリニック
- •慈善団体からの寄付
- •弁護士費用に関する立法
- •差止命令の保証証書の廃止
- •対"SLAPP"訴訟法
- •効率的な法廷マネジメント

8.科学的&技術的専門知識へのアクセス #1:ECTは専門知識を提供することが可能

- •専門の裁判官または委員
- •常設の専門部
- •特別委員会
- •裁判所職員であるコンサルタントー調査官
- •政府機関の専門家
- •検察官の専門家
- •独立の学術機関
- •地域ボランティア専門家リスト

8.科学的&技術的専門知識へのアクセス (つづき)

#2:ECTは当事者の専門家をマネージすることが可能

- •問題の焦点を絞るための専門家による会議
- •当事者ではなく、裁判所に対して責任を負う、当 事者の専門家
- •同時証言
- •裁判所による問題の優先順位付け
- •提訴前の専門家による証言
- •ECTは独自の専門家を召還

9.実効的な救済

- 1. 差止め—作為または不作為の命令 ・暫定的、中間的、本案的
- 損害賠償—損害補償金の裁定
 ・補償的、懲罰的、自然資源の損害
- 3. 原状回復—現状回復、または加害 者の利益剥奪の費用の裁定
 - ・浄化および復旧、不当利得

9.実効的な救済(つづき)

- 4. 宣言的判決—権利、義務、法律関係、法律の合憲性、 または法律の解釈
- 5. 行政救済—政府機関または職員の作為または不作為 無為に関する命令
 - ・政府決定の維持、破棄、変更、差戻し;政府に対する差止命令; 継続的な職務執行命令
- 6. 刑事罰
 - •実刑、罰金、義務労働、政府監督、修復的司法

9.実効的な救済(つづき)

- 7. **侮辱罪**—ECT、その命令、プロセス、または権威を 冒とくする者への判決
 - 刑事または民事
- 8. 費用決定—以下の費用を当事者に割り振る命令 ・弁護士費用、専門家費用、訴訟費用の事前決定、仲裁人 融資命令
- 9. 革新的救済--独特な、実効的な命令
 - ・継続的職務執行命令、環境「スクール」、 地域環境サービス、環境信託ファンドへの支払い、環境プロジェクトへの寄付

10. ADR

定義: 中立的、第三者により促進される・・・

- カウンセリング
- 調停
 - 一利益にもとづく
 - 一促進的
 - 一命令的
 - 一評価的
 - 一形成的
- ●あっせん
- ●交渉
- ●仲裁
- ●仲裁と調停のハイブリ
- ●早期の中立的評価
- ●修復的司法 ●協働的な決定

全ては「多様な窓口をもつ裁判所」において可能

11.裁判官&決定者の能力

6つの要因にもとづく能力

- 1. 最初の適格性確認
- 2. 選定プロセス
- 3. 環境法の実地訓練
- 4. 身分
- 5. 給与
- 6. 昇進

12.創造的な手続規定

成功するために、ECTは、通常裁判所の規範や 手続を超える、新たなものを採用する権限をも たねばならない。

以下が、グリーンアクセスを向上させるECT規定の事例である・・・

12.創造的な手続規定(つづき)

- 訴訟手続の緩和
- PILおよびNGOの原告適格を肯定
- 暫定的差止め
- 開示、証拠および手続規定の緩和
- 裁判所文書への公的アクセスの向上
- 統合情報テクノロジー

12.創造的な手続規定(つづき)

- 広範なADR手法
- 開廷時間の変更(週末、夕方)
- SLAPPsに関する特別規定
- 巡回裁判所
- 創造的な量刑
- 量刑データベース
- 継続的職務執行命令

12.創造的な手続規定(つづき)

- 有益な事案マネジメント・ツール
 - 事案マネージャー
 - 一事前のADRによるスクリーニング
 - 当事者のための法廷支援
 - 事案追跡プロセス
 - 審理の進行管理に係る指示 --- 事案の時間軸
 - ーコンピュータ・データ・マネジメント
 - ービデオおよび電話会議方式による審理
 - ーECTウェブサイト

今後:10の予測

- 複雑性:環境法は次第に複雑になっていき―気 候変動、持続可能性の要請、および他の新たな 問題によって影響を受け―単なる法の適用では なく、「問題解決アプローチ」が求められる。
- 成長:ECTおよびECTをもつ国の増加
- イノベーション: ECTプロセスにおける、さらなるイノベーション
- ADR: ADRの利用増
- 統合:統合された管轄をもつECTの増加—環境 法および土地利用計画法の双方に関する—ECT 対象範囲および事案数の増加

今後:10の予測(つづき)

- 協働: さまざまな国のECT裁判官や決定者の間での協働の拡大
- キャパシティ・ビルディング: 政府およびNGO(UNEP、米国国際開発庁、世界銀行,他の国際金融機関、米弁護士会・法の支配イニシアティブなど) のECTに対する支援および研修の増加
- 評価: ECTについての、より厳格な実績評価
- **国際的**: 国境をまたぐ、またグローバルな問題を取り扱う多国籍 ECTの創設
- **人権**: クリーンで、健全で、質の高い環境に対する人権という認識 の向上